

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">神奈川県指定構造計算適合性判定機関指定基準</p> <p style="text-align: right;">(平成19年5月18日決定) (平成24年3月7日改正) (平成27年5月14日改正) (令和4年2月1日改正) <u>(令和6年12月10日改正)</u></p>	<p style="text-align: center;">神奈川県指定構造計算適合性判定機関指定基準</p> <p style="text-align: right;">(平成19年5月18日決定) (平成24年3月7日改正) (平成27年5月14日改正) (令和4年2月1日改正)</p>
<p>第1 用語の定義</p> <p>この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 <u>建築確認等</u> <u>建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条第一号に規定する建築確認等をいう。</u></p> <p>二 判定 <u>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第六条の三第一項及び法第十八条第五項に規定する構造計算適合性判定をいう。</u></p> <p>三～四（略）</p> <p>五 認定プログラムを使用した判定 <u>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定に基づき提出されたファイル、<u>電磁的記録媒体</u>に記録された情報を認定プログラムに入力することによる判定をいう。</u></p> <p>六～十一（略）</p> <p>十二 制限業種 <u>次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地（以下「建築物等」という。）に係るもの（国、都道府県及び市町村の建築物等並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物等に係るものを除く。）をいう。</u></p> <p>イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、<u>建築物等</u>に関する調査、鑑定業務は除く。)</p> <p>ロ 建設業</p> <p>ハ（略）</p>	<p>第1 用語の定義</p> <p>この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 <u>建築確認</u> <u>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する確認をいう。</u></p> <p>二 判定 <u>法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第六条の三第一項及び法第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定をいう。</u></p> <p>三～四（略）</p> <p>五 認定プログラムを使用した判定 <u>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定に基づき提出されたファイル、<u>磁気ディスク等</u>に記録された情報を認定プログラムに入力することによる判定をいう。</u></p> <p>六～十一（略）</p> <p>十二 制限業種 <u>次に掲げる業種（国、都道府県及び市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。</u></p> <p>イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、<u>建築物</u>に関する調査、鑑定業務は除く。)</p> <p>ロ <u>建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)</u></p> <p>ハ（略）</p>
<p>第2 構造計算適合性判定員の数について</p> <p>（略）</p>	<p>第2 構造計算適合性判定員の数について</p> <p>（略）</p>
<p>第3 構造計算適合性判定の業務の体制、方法等について</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 機関は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、<u>イからチまでに掲げる者が第1第十二号イからハマまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定を行ってはならない。</u></p> <p>イ～ホ（略）</p> <p><u>ヘ</u> <u>機関の親会社等</u></p> <p><u>ト</u> <u>機関又は機関の親会社等が特定支配関係（令第三百三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除く。）を有する者</u></p>	<p>第3 構造計算適合性判定の業務の体制、方法等について</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 機関は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、<u>ハからトまでに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定を行ってはならない。</u></p> <p>イ～ホ（略）</p> <p><u>ヘ</u> <u>機関又は機関の親会社等が特定支配関係（令第三百三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除く。）を有する者</u></p>

新	旧
<p> <u>チ</u> 機関の役職員が代表者の地位を占める企業、団体等（過去二年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む。） 四 機関は、法第七十七条の三十五の四第六号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれかに該当する指定確認検査機関に対してされた<u>建築確認等</u>の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定をしてはならない。 イ～ヌ（略） 五 判定員は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イからホまでに掲げる者が<u>第1第十二号イからハマまでに掲げる業種</u>に係る業務を行う建築物又は<u>建築確認等</u>を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定の業務に従事してはならない。 六～十一（略） 第4 財産の評価額の対象となる保険契約について 一（略） 二 構造計算書その他機関が判定の業務を実施するために必要な資料として<u>判定を申請する者又は求める者</u>から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があった場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの 第5 経理的基礎について （略） 第6 指定構造計算適合性判定機関の役職員等の構成について （略） 第7 監視委員会の設置について （略） 第8 兼業の制限について （略） </p>	<p> <u>ト</u> 機関の役職員が代表者の地位を占める企業、団体等（過去二年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む。） 四 機関は、法第七十七条の三十五の四第六号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれかに該当する指定確認検査機関に対してされた<u>建築確認</u>の申請に係る建築物の計画について、判定をしてはならない イ～ヌ（略） 五 判定員は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イからホまでに掲げる者が<u>設計、工事監理、施工その他の制限業種</u>に係る業務を行う建築物又は<u>建築確認</u>を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定の業務に従事してはならない。 六～十一（略） 第4 財産の評価額の対象となる保険契約について 一（略） 二 構造計算書その他機関が判定の業務を実施するために必要な資料として<u>判定の申請者</u>から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があった場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの 第5 経理的基礎について （略） 第6 指定構造計算適合性判定機関の役職員等の構成について （略） 第7 監視委員会の設置について （略） 第8 兼業の制限について （略） </p>
<p> <u>附 則</u> <u>1 この基準は、令和6年12月10日から施行する。</u> <u>2 この基準の施行の際現に契約を締結している判定の業務に係る第3の適用については、なお従前の例による。</u> </p>	